改正後

(設置)

第1条 新宿区の子ども読書活動(以下「子ども 読書活動」という。)の推進に関し必要な検 討及び子ども読書活動の普及啓発を行うた め、新宿区子ども読書活動推進計画(以下「推 進計画」という。)に基づき、新宿区子ども 読書活動推進会議(以下「推進会議」という。) を設置する。

(担当事項)

第2条 推進会議は、子ども読書活動の推進に関 する次の事項を協議する。

(1)から(4)まで 略

(5) その他<u>子ども読書活動を推進するための</u> 施策等に関すること。

(構成)

- 第3条 推進会議は、<u>新宿区教育委員会教育長が</u> <u>委嘱又は任命する</u>10人の委員をもって組織する。
- 2 前項の委員の数は、次に掲げる委員の区分に 応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 新宿区立幼稚園PTA連合会 1人
  - (2) 新宿区立小学校PTA連合会 1人
  - (3) 新宿区立中学校PTA協議会 1人
  - (4) 新宿区立図書館で活動する読み聞かせ団 体 1人
  - (5) 学識経験者 2人
  - (6) 区職員 4人
- 3 推進会議に座長及び副座長各1名を置く。
- 4 座長<u>は委員の互選により定め、副座長は第2</u> 項第1号から第5号までの委員のうちから座長 が指名する。
- 5 座長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 6 <u>副座長は会長を補佐し、</u>座長に事故があるとき<u>又は欠けたとき</u>は、その職務を代理する。 (推進会議)

第4条 略

- 2 略
- 3 座長は、必要<u>があると認めたときは、</u>関係者 の出席を求め、その意見又は説明を聴くことが

現行

(設置)

第1条 新宿区子ども読書活動推進計画(以下 「推進計画」という。)に基づき、毎年度の 進捗状況を把握するとともに検証し、円滑な 読書活動の推進に向けた検討などを行い、区 民との協働による子どもの読書活動を推進す るため、新宿区子ども読書活動推進会議(以 下「推進会議」という。)を設置する。

(担当事項)

- 第2条 推進会議は、<u>新宿区の</u>子ども読書活動の 推進に関する次の事項を協議する。
  - (1) 推進計画の策定及び進捗状況に関すること。
  - (2) 推進計画の普及・啓発に関すること。
  - (3) 絵本でふれあう子育て支援事業の絵本の選定に関すること。
  - (4) 関係機関等の連携・協力に関すること。
  - (5) その他

(構成)

第3条 推進会議は、10人の委員をもって組織する。

## (新設)

- (1) 新宿区立幼稚園PTA連合会・新宿区立小学 校PTA連合会・新宿区立中学校PTA協議会各 代表 3人
- (2) 中央図書館読み聞かせ会代表 1人
- (3) 学識経験者 2人
- (4) 区職員 4人
- 2 推進会議に座長及び副座長各1名を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員が互選する。

(新設)

 $\underline{4}$  座長に事故があるとき<u>は、副座長が</u>その職務 を代理する。

(推進会議)

第4条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要<u>に応じて</u>関係者の出席を求め<u>る</u> ことができる。

できる。

(任期)

第5条 略

(会議の記録の作成)

第6条 推進会議は、その概要を記録し公開する。ただし、座長が必要と認めたときは、会議の記録の一部又は全部を公開しないことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、こども図書館が担当する。

(委任)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、 中央図書館長が別に定める。 (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(新設)

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、こども図書館が担当する。

(新設)

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱(以下「旧要綱」という。)により委嘱又は任命された委員は、改正後の要綱第3条第1項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたとみなされる委員の任期は、旧要綱により委嘱又は任命された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。